2021 年度　東京理科大学こうよう会　神奈川県支部定期総会 資料

日時：2021 年 6 月 5 日（土）20：00～21:20

場所：リモート開催

〈総会次第〉

1　開会

2　2020 年度活動報告・収支決算報告　（資料Ⅰ・資料Ⅱ）

3　支部規約改正（案）　（資料Ⅲ・別紙 神奈川県支部規約）

4　2021 年度支部役員体制（案）　（資料Ⅳ）

5　2021 年度活動計画・予算（案）　（資料Ⅴ 資料Ⅵ）

6　閉会

〈資料 Ⅰ〉

2020 年度　活動報告

活動名	実施時期	活動概要・開催地
⑴ 支部総会	2020.6.27	コロナの影響により役員にて「かながわ労働プラザ」での開催
⑵ 第１回支部主催行事	2020.12.9	藤嶋先生講演会（Web 開催） 『科学を楽しく　～身の回りのことから素晴らしい先人科学者まで～　』 ・場所：東京理科大学森戸記念館 地下１階第１フォーラム ・参加者…131 名 ・コロナ禍の中、リモート開催が望ましいとの判断から、藤嶋先生の講演会を千葉県支部と共催で実施した。 ・アンケート結果では、「大変よい」「よい」との回答が９３％
⑶ 第２回支部主催行事	2021.3.6	桂歌助師匠落語会（Web 開催） ・場所：東京理科大学森戸記念館 地下１階第１フォーラム ・参加者…180 名
⑷ 支部役員会	年間１０回	リモート会議が主
⑸ 首都圏４支部合同行事 就職進学説明会		１回目　2020.11.1(日) ２回目　2020.11.8(日)
⑹ 首都圏４支部合同役員会	2020.12.19	就職進学説明会の反省、各支部の活動報告を行った。

〈資料 Ⅱ〉

2020 年度　収支決算報告　(2020.4.1～2021.3.31)

－監査後、こうよう会本部に報告・承認済み

項　　目	2020 年度 予算額	2020 年度 決算額	主な内訳
■収入の部			
1.2020 年度支部活動費	362,762	362,762	
2.雑収入	0	2	預金利息
前年度繰越金	137,238	137,238	
収入の部の計	500,000	500,002	
■支出の部			
1.支部総会関係費	70,000	13,436	役員交通費、郵送代
2.支部主催行事費	200,000	141,830	行事運営費等
3.支部役員会関係費	200,000	211,964	役員交通費、同通信費等
4.支部運営事務費	20,000	5,000	支部長通信費
5.予備費	10,000	0	
次年度繰越金	0	127,772	
支出の部の計	500,000	500,002	

〈資料 Ⅲ〉

支部規約改正（案）

(顧問)

第 10 条　支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。

2　顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。

3．顧問の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

〈資料 Ⅳ〉

2021 年度　支部役員体制（案）

職　名	氏　名
支部長 副支部長 会計 監査役	田澤　敏一 中田　英徳　　藍田　貴久 佐藤　敬子 高橋　実
幹事	小林　泰子　　松橋　シヅ工 谷野　真里　　鈴木　俊之
本部役員	時田　厳一郎（副会長）　伊藤　信（監査役）
准支部役員	中鶴　真弓　　斎藤（予定）

〈資料 Ⅴ〉

2021 年度活動計画（案）

活動名	活動概要等	予定時期
1.支部総会		2021 年 6 月 5 日（リモート）
2.支部企画行事	企画内容未定（2 回実施予定）	2021 年 10 月-2022 年 3 月頃
3.支部役員会等会議	支部行事企画、準備	年間 10 回程度を予定
4.首都圏 4 支部合同行事	首都圏合同就職進学説明会	2021 年 10 月-11 月頃
5.首都圏 4 支部合同役員会		2021 年 12 月頃

〈資料 Ⅵ〉

2021 年度収支予算（案）

項　　目	2021 年度 予算額	主な内訳
■収入の部		
1.本部からの支部活動費	372,228	
前年度繰越金	127,772	
収入の部の計	500,000	
■支出の部		
1.支部総会関係費	70,000	役員交通費、資料代等
2.支部主催行事費	200,000	行事運営費等
3.支部役員会関係費	200,000	役員交通費、会場費等
4.支部運営事務費	20,000	通信費、事務用品、振込手数料
5.予備費	10,000	
支出の部の計	500,000	

東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約

（名称）
第１条　本支部は、東京理科大学こうよう会 神奈川県支部（以下「本支部」という。）と称する。

（目的）
第２条　本支部は、東京理科大学こうよう会（以下「本会」という。）の目的を達成するために必要な支部活動を行うことを目的とする。

（事業）
第３条　本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)　会員相互の連絡及び協力並びに親睦に関する事業
(2)　本部及び各支部との連絡及び情報交換に関する事業
(3)　その他本支部の目的達成に必要な事業

（支部会員）
第４条　本支部は、原則として神奈川県に在住する正会員及び賛助会員をもってこれを構成する。

（支部役員）
第５条　本支部に、次の役員を置く。
(1)　支部長　　１名
(2)　副支部長　　１名以上４名以内
(3)　会計　　１名以上 ２名以内
(4)　幹事　　１６名以内
(5)　監査役　　１名以上２名以内
２　本支部に、支部運営上必要な場合に限り、前項に規定するもののほか、支部役員として、７名以内の准支部役員（協力員）を置くことができる。
３　本会会則第７条第１項第１号から第４号に規定する会長、副会長、会計又は監査役である本支部の会員は、原則として本支部の幹事に就任するものとする。ただし、本条第１項第４号に規定する幹事の総数には含めない。

（支部役員の総数及び兼任）
第６条　支部役員の総数は、３名以上２０名以内とする。ただし、前条第２項に規定する准支部役員（協力員）及び前条第３項の規定に基づき幹事に就任する本部役員については、この総数に含めない。
２　次に掲げる支部役員は、他の支部役員を兼任することはできない。
(1)　支部長
(2)　監査役
(3)　准支部役員（協力員）

（支部役員の選出）
第７条　支部役員は、本支部の会員のうち正会員の中から選出し、支部総会の承認を得なければならない。
２　支部役員には、１世帯から１名のみ選出することができる。
３　支部総会の後、次の支部総会までの間に幹事又は准支部役員（協力員）を選出する場合は、支部役員会の承認で足るものとする。

（支部役員の職務）
第８条　支部役員の職務は、次のとおりとする。
(1)　支部長は、本支部を代表し、支部会務を統括する。
(2)　副支部長は、支部長の職務を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
(3)　会計は、本支部の会計事務を行う。
(4)　幹事は、支部長及び副支部長の職務を補佐し、書記又は担当会務を行なう。
(5)　監査役は、支部会務および支部会計を監査する。

(6) 准支部役員（協力員）は、支部活動推進に必要な会務を補佐する。

（支部役員の任期）

第９条支部役員の任期は選任された日から翌年度の支部総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第 10 条　支部長は、必要と認めた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。

２　顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。

３．顧問の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

（支部総会）

第 11 条　本支部に支部総会を置く。

２　支部総会は、第４条に規定する支部会員をもってこれを組織する。

３　支部総会の開催は原則として年１回とする。

４　支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。

５　支部総会は、次の事項を審議する。

(1) 支部役員の承認に関する事項

(2) 本支部の事業計画に関する事項

(3) 本支部の予算及び決算に関する事項

(4) この規約の改廃に関する事項

(5) その他本支部の運営に関する重要な事項

（支部役員会）

第 12 条　本支部に、支部役員会を置く。

２　支部役員会は、第５条に規定する支部役員をもって組織する。

３　支部役員会は、支部長が招集し、その議長となる。

４　支部役員会は、支部総会への提案事項その他本支部の運営に関し必要な事項を審議する。

（議決方法）

第 13 条　支部総会及び支部役員会は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、准支部役員（協力員）は、支部役員会において議決権を有しない。

（運営経費及び会計年度）

第 14 条　本支部の運営経費は、本部からの支部活動費その他の収入をもってこれに充てる。

２　本支部の会計年度は、本会会則第 16 条に規定するとおりとする。

（本部への報告）

第 15 条　本支部は、次の事項を本部に報告する。

(1) 支部総会の決定事項

(2) その他支部長が必要と認める事項

（規約の改廃）

第 16 条　この規約の改廃については、支部総会の決議を経なければならない。

附則

この支部規約は、２０２１年６月５日から施行する。